



控 訴 状

2009 (平成21) 年7月8日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

野 上 恭 道



同

嶋 田 久 夫



同

福 田 寿 男



ほか50名

(別紙「代理人目録」記載のとおり)

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

訴訟物の価額 640万円

貼用印紙額 5万4000円

上記当事者間の前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号公金支出差止等請求住民訴訟事件について、平成21年6月26日言い渡された判決は、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認することを求める訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 被控訴人群馬県企業管理者は、ハッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。
  - (1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金
  - (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
  - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 2 被控訴人群馬県企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被控訴人群馬県知事は、ハッ場ダムに関し、次の負担金及び繰出金を支出してはならない。
  - (1) 河川法第60条に基づくダム建設事業負担金
  - (2) 被控訴人群馬県企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
- 4 被控訴人群馬県知事は、群馬県を代表して次の損害賠償請求をせよ。
  - (1) 小寺弘之（平成15年9月10日から平成19年7月27日まで群馬県知事の地位にあった者）に対し、金23億3318万1439円及び内金2億6939万8000円に対する平成16年9月10日から支払済みまで、内金20億6378万3439円に対する平成21年1月10日から支払済

みまで、各年5分の割合による遅延損害金

- (2) 大澤正明（平成19年7月28日から現在まで群馬県知事の地位にある者）  
に対し、金15億0760万0282円及びこれに対する平成21年1月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
  - (3) 野口尚士（平成15年9月10日から同年12月31日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者）に対し、金1億9486万7810円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
  - (4) 関根宏一（平成16年1月1日から同年9月9日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者）に対し、金7億8145万0695円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- 5 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

### 第3 控訴の理由

おって準備書面で主張する。

#### 付 属 書 類

訴訟委任状

18通

以上